

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から50年7月まで

昭和50年3月にA市区町村へ転入した際、国民健康保険の加入手続を行ったところ、「国民年金にも加入し、保険料を納めてもらわないといけない。」との説明を受け、未納となっていた夫婦二人分の、48年1月から50年3月までの国民年金保険料を、夫が一括して納付した。その後、同年4月から同年7月までの国民年金保険料についても、夫が納付してくれた。

夫は申立期間の保険料が納付済となっているのに、私だけ未納となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料について、申立人は、「夫が私の国民年金保険料と合わせて一括して納付した。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は40年7月3日に夫婦連番で払い出されており、申立人の夫が夫婦の国民年金保険料を遡及して納付したとする50年3月時点では、申立期間の国民年金保険料を遡及納付することが可能である上、A市区町村は、「転入手続時に、転入前の市町村における国民年金保険料の未納が確認できれば、転入手続に併せて、窓口担当者が交付した納付書により、国民年金保険料を納付することは可能であった。」と回答しており、申立人の保険料納付に関する主張に不自然さは認められない。

また、A市区町村は、「国民健康保険料については、転入手続時に納付を請求することは無かった。」と回答していることから、申立人の夫が転入手続時に納付を請求されたとする保険料は国民年金保険料であったものとうかがえる。

さらに、申立人の夫は、「申立期間当時自宅を建設中で、まとまったお金を家に置いていた。」と供述しているところ、戸籍の記録から、夫婦は、A市区町村に転入した翌月の昭和 50 年 4 月に現在の住所地へ転居していることが確認でき、申立人の夫の供述に不自然さはない。

加えて、昭和 50 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料についても、申立人は「夫が絶対に納付してくれた。」と供述しているところ、オンライン記録に、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 49 年 3 月まで

結婚を機会に私が昭和 44 年 4 月ごろ A 市区町村役場で加入手続きを行い、国民年金に加入した。保険料は、毎月郵送されてきた納付書により、夫の分と併せて、私が金融機関の窓口で納付した。40 年間保険料を納めており、その間に一度も督促状が届いたことも無く、請求を受けたこともない。申立期間が未納期間となっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立期間後の昭和 49 年 7 月 12 日以降に A 市区町村で払い出されたことが確認できる。同年同月の時点では、申立期間のうち 44 年 5 月から 47 年 3 月までの期間は第 2 回特例納付により、申立期間のうち 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間は過年度納付により、国民年金保険料をさかのぼって納付することは可能であるが、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付した記憶はないと供述している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 7 月 12 日以前の期間において申立人の氏名は無く、このほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、「年金手帳は、現在持っている 1 冊しか持ったことがない。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月郵送された納付書により、夫の国民年金保険料と併せて金融機関から振込により納付したと主張しているが、A 市区町村は、保険料納付方法が納付書方式に変わったのは昭和 47 年ころからであると回答していることに加え、同市区町村が作成した申立人の夫の国民年金被保険者名簿の 46 年度検認記録欄及び、43 年度から 45 年度までの納付記録欄に、「手帳照合済」との押印があることを踏まえると、申立期間のうち、44 年 5 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料が納付書により金融機関から納付できたとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月

申立期間の国民年金保険料は、私の父が地区の集金常会を通じて、納付してくれていたと思う。しかし、国（厚生労働省）の記録では、申立期間は国民年金保険料の未納期間と記録されているので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は、昭和 63 年 5 月 17 日に社会保険事務所（当時）において追加処理されていることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄及び「厚生年金保険・船員保険の記録」欄には、記載内容を加筆訂正した形跡が見られ、訂正前の記載内容と訂正後の記載内容から、申立期間に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親も既に故人となっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで
昭和 61 年ごろ、A 市区町村から国民年金保険料の納付案内が届いたので、A 市区町村役場で加入手続きを行い、その時に窓口でさかのぼって払える保険料を納めた。その時、職員の方と「納付が大変だ。」というやりとりをした際に、「サラリーマンとでも結婚してください。」と言われ、悲しい思いをしたので、その時のことをよく覚えている。申立期間が未納期間となっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和 63 年 3 月 2 日以降に A 市区町村で払い出されていることが確認でき、この払出時点では、申立期間のうち 60 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市区町村役場の窓口において現金で納付したと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料となり、A 市区町村の窓口で納付することはできない。

さらに、申立人が所持する年金手帳に記載された住所地は、戸籍の附票から、昭和 62 年 5 月 25 日以降であることが確認できることから、61 年ごろに加入手続きを行ったとする申立人の主張と齟齬がある。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月ごろから 12 年 12 月 16 日まで
平成 10 年 6 月ごろから 17 年 11 月まで、A 事業所（現在は、B 事業所）
において、C 職として、1 日 7 時間勤務をしていたにもかかわらず、厚生
年金保険被保険者資格の取得日が 12 年 12 月 16 日となっていることに納
得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び、B 事業所が保管する賃金台帳の記録から、
申立人は、申立期間を含む平成 3 年 12 月 9 日から 18 年 11 月 15 日までの期
間において、A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所が保管する賃金台帳から、申立期間の厚生年金保
険料は、申立人の給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人が所持する平成 11 年度市民税・県民税特別徴収税額の変更
通知書（納税義務者用）及び平成 12 年度市民税・県民税特別徴収税額の変
更通知書（納税義務者用）に記載された社会保険料所得控除額並びに、平成
12 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額を検証した
ところ、当該金額は各月の給与支給額に見合う雇用保険料額の合計額とおお
むね一致していることから、申立人は、11 年及び 12 年の給与から厚生年金
保険料を控除されていないことが推認できる。

さらに、オンライン記録に、申立てに係る事業所の申立期間における申立
人の記録は無く、申立人は申立期間を含む昭和 40 年 5 月 2 日から平成 12 年
12 月 16 日までの期間において国民年金に加入し、申立期間当時は、国民年
金保険料の納付について申請免除期間であることがオンライン記録から確
認できる。

加えて、D市区町村が保管する国民健康保険被保険者台帳から、申立期間を含む昭和40年9月1日から平成12年12月17日までの期間、申立人は国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで
② 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

両申立期間については、A社において季節工として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員（一人）の供述から、申立人が、両申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上述の被保険者原票に、申立人が両申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた二人の同僚のうち、正社員であったとする同僚（一人）については厚生年金保険の被保険者記録を確認できるが、申立人が申立人と雇用形態（季節工）及び職種（B業務）が同じであったと主張する同僚（一人）については、厚生年金保険の被保険者記録が無い上、正社員であったとする上述の同僚が申立期間①又は②当時季節工であったとして名前を挙げた二人の従業員も、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①又は②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員のうち、雇用形態及び職種が申立人と同じであると回答した3人はいずれも、「当時の季節工に係る厚生年金保険の加入の取扱いは、正社員のように強制的に加入するのではなく、本人の希望により加入していた。」と供述しており、そのうちの一人は、「私は、昭和45年1月に季節工として入社したが、同年12月21日までの期間については厚生年金保険に加入していなかった。事務職の同僚に勧められ、希望して厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該3人の従業員について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険の被保険者期間と、それぞれが供述する季節工として勤務した期間が一致していないことから、両申立期間当時、A

社は、必ずしもすべての季節工までは、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、元代表取締役の一人は、「関連資料は、当社本社をC市区町村からD市区町村に移転させた際にすべて廃棄しており、両申立期間当時における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況は不明である。」と供述しているほか、A社は既に解散し、上述の元代表取締役以外の役員は所在不明となっている上、両申立期間当時、経理を担当していたとする事務員も病気療養中であることから、両申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除状況等について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、両申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から30年9月1日まで
昭和29年9月1日にA事業所に入社し、30年8月末までの間、A事業所B班で勤務していた。

A事業所B班の事業主の家族から「当時、労働基準監督署の指導があり、厚生年金保険に加入していた。」と聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A事業所に勤務していたとしているが、A事業所は、「当時の資料は無く、申立内容に係る詳細は不明である。」と回答している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員から聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A事業所は、「当社従業員の退職者名簿に申立人の氏名が無いことから、申立人は、当社の従業員でなかったと考えられる。当社は、申立期間当時、様々な工事を下請業者に請け負わせており、B班は下請業者の一つで、申立人は、その下請業者の従業員であった可能性が高い。」と回答しているところ、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる従業員（一人）は、「B班は下請業者の集まりであり、下請業者が雇用する従業員は、A事業所に係る厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A事業所及び複数の同僚の供述から、申立人は、A事業所の下請業者で勤務していたことがうかがえるところ、A事業所B班及び類似する名称の事業所の適用状況をオンライン記録から調査したが、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 3 日から 40 年 9 月 11 日まで

A社（昭和 38 年 7 月 1 日にB社に名称変更。）に昭和 35 年 3 月 3 日から 40 年 9 月 11 日までの間勤務したが、その期間について、脱退手当金が支給された記録となっている。私は脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 40 年 9 月 11 日）の前後 2 年以内に同資格を喪失した女性の被保険者で、同社で受給資格を満たした者のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は 6 人で、そのうち 4 人が被保険者資格の喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることが確認できる。

また、B社の清算人は、「脱退手当金に関する説明は退職時に行っており、代理請求を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立人が提出した厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 10 月 16 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 1 月 4 日まで
② 昭和 58 年 7 月 1 日から 59 年 4 月 12 日まで

両申立期間については、A事業所に臨時雇用職員として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、いずれの同僚も、「申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かは、分からない。」と供述している。

また、A事業所は、「当時の臨時雇用職員は、常勤的臨時雇用職員と、ある特定の業務遂行のために採用する職員がいた。常勤的臨時雇用職員の採用にあたっての稟議書及び常勤的臨時雇用職員に係る勤務記録に申立人の氏名が無いことから、申立人は、両申立期間について、常勤的臨時雇用職員ではなかったものと思われる。A事業所が保管している両申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書にも申立人の氏名は無く、申立人は、両申立期間においては、2か月未満の短期雇用で、厚生年金保険に加入させていなかったと推認できる。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、両申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、両申立期間における雇用保険の被保険者記録は無い上、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。